

## 古材の売却に係る入札説明書

### 1. 売買物件及び数量

武道館古材 約9 m<sup>3</sup> (床仕上げ材)

※図面及び写真は別紙のとおり

### 2. 入札の方法

- (1) 一般競争入札により、諏訪市が定める最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。
- (2) 入札に参加する者は別紙入札書を作成し、入札書は封筒等に入れ、表側に名称並びに入札者の氏名を記入し、入札書を入れた後、裏側に3ヶ所に封印の押印をすること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加を希望する者は、以下の事項を承知のうえ、申し込むこと。

### 3. 売却の条件

次に掲げる条件をすべて承諾すること。

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結すること。
- (2) 諏訪市が指定した期日まで(契約締結後14日以内)に売却代金を一括して支払うこと。
- (3) 古材は現状渡しとし、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても責任を負わない。
- (4) 古材の取り外し及び搬出に要する一切の費用を負担すること。
- (5) 古材の取り外しにより解体工事に支障が生ずる場合は、必要に応じて仮設・養生等を行うものとし、これに要する一切の費用を負担すること。
- (6) 令和8年6月1日から令和8年7月24日までに契約に係る全ての業務を完了すること。

### 4. 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 長野県内に登記事項証明書上の営業拠点(本店・支店・営業所等)を有する法人であ

ること。

- (4) 古物営業法に基づく古物商許可を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、これら暴力団員及び暴力団と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (6) 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募するものではないこと。
- (7) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸しないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していないこと。
- (9) 市町村税を完納していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）。
- (11) 入札に関わる申請書類を指定した日時に持参すること。

## 5. 入札参加資格の審査等

### (1) 入札書及び必要書類等

当該入札に参加しようとする者は、入札書及び次に掲げる書類（以下「必要書類」という。）を提出しなければならない。

#### ア. 住所証明書

法人登記簿謄本又は登記事項証明書

（申請日前3ヶ月以内に発行されたもので写し可）

#### イ. 古物商許可証の写し

#### ウ. 住所地の市町村税に未納がないことの証明書

#### エ. 誓約書

### (2) 入札書の配付場所及び配付期間

#### ア. 場所 公共施設廃材利活用チーム事務局（都市計画課建築住宅係）

諏訪市高島一丁目2番30号）又は諏訪市役所ホームページ  
（<http://www.city.suwa.lg.jp/>）内からダウンロード

#### イ. 期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月8日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで

### (3) 入札物件の公開

当該物件を見学したい場合は、あらかじめ事務局担当者（電話 0266-52-4141（内線 267））に連絡すること。

日時 令和8年4月27日（月）から令和8年4月28日（火）

午前9時00分から午後5時00分まで

（4）その他

この入札について、入札妨害等の行為が確認された場合、当該行為に係る者の入札参加資格の取り消し又は入札を中止することがある。

6. 開札日時及び必要書類の持参方法

（1）場所 諏訪市役所2階203会議室

（2）日時 令和8年5月15日（金）午後2時

（3）必要書類の持参方法

ア. 方法 開札日時に必要書類を会場に直接持参する。

イ. 部数 各1部

ウ. その他 開札日時に必要書類を持参しない者は、入札に参加できない。

7. 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除する。

（2）契約保証金 免除する。

8. 売却代金等の支払条件

契約締結後14日以内に、諏訪市の納入通知書により、諏訪市指定金融機関又は指定代理金融機関で売却代金を一括して支払うこと。

9. 落札者の決定方法

最低売却価格以上で、最高の価格で入札した者を落札者とする。また、最高の価格で入札した者が2人以上あるときは、入札に係る職員を除いた、諏訪市職員によるクジで落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、最低売却価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、入札者は、この調査を実施する場合、それに協力しなければならない。

10. 入札の無効

以下のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない人の入札
- (2) 入札書及び必要書類等に虚偽の記載をした場合や記載事項等に不備がある場合
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

#### 1 1. その他

- (1) 必要書類等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された必要書類等は、返還しない。
- (3) 落札決定までは、入札参加者及び参加予定人数は公表しない。入札後に、入札参加者数及び入札金額は公表する。
- (4) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除する。
- (5) 本入札において落札者がいなかった場合は、最低売却価格を引下げ、再度入札を行う。その際は諏訪市ホームページのみ告知する。

#### 1 2. 問い合わせ先

諏訪市役所 公共施設廃材利活用チーム事務局（都市計画課建築住宅係）

担当：藤森、金子

〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目2番30号

連絡先 TEL0266-52-4141（内線267）

FAX0266-57-0660（代表）